

# 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は表 1(1)～(10)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1 大気汚染	<p>【建設機械の稼働】 敷地境界南側付近の最大着地濃度出現地点における浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は 0.046mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準値 (0.10mg/m<sup>3</sup> 以下) を下回る。 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.040ppm であり、環境基準値 (0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下) を下回る。 建設機械の稼働に伴う寄与率は、浮遊粒子状物質が 4.7%、二酸化窒素が 31.0%である。 二酸化窒素においては、建設機械の稼働による寄与率が比較的高いことから、工事工程の平準化及び効率的な建設機械の稼働を行い、建設機械の稼働台数の低減に努めるなど、より一層の環境配慮を行う。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気中における浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>【工事用車両の走行】 浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は 0.041～0.045mg/m<sup>3</sup> となり、環境基準値 (0.10mg/m<sup>3</sup> 以下) を下回る。 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.031～0.040ppm となり、環境基準値 (0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下) を下回る。 工事用車両の走行に伴う寄与率は、浮遊粒子状物質が 0.001～0.10%、二酸化窒素が 0.1～5.5%である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気中における浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>
	<p>【施設の稼働】 対象事業実施区域北北西側約 500m 付近の最大着地濃度出現地点における将来濃度は、二酸化硫黄 (日平均値の 2%除外値) は 0.002ppm (寄与率 2.4%)、浮遊粒子状物質 (日平均値の 2%除外値) は 0.043mg/m<sup>3</sup> (寄与率 0.07%)、二酸化窒素 (日平均値の年間 98%値) は 0.032ppm (寄与率 0.18%)、ダイオキシン類 (年平均値) は 0.018pg-TEQ/m<sup>3</sup> (寄与率 0.13%)、塩化水素 (年平均値) 0.001ppm (寄与率 2.4%)、水銀 (年平均値) 0.0025µg/m<sup>3</sup> (寄与率 4.8%) となり、環境基準値又はその他の評価の指標を下回る。 また、排出ガスの短期濃度 (1 時間値) の予測では、いずれの予測値も環境基準値又はその他の評価の指標を下回る。 以上のことから、施設の稼働に伴う大気中における二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀の濃度は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
1 大気汚染	工事の完了後	<p>【関係車両の走行】</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は 0.041~0.045mg/m<sup>3</sup> と環境基準値 (0.10mg/m<sup>3</sup> 以下) を下回る。</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.030~0.038ppm と環境基準値 (0.04~0.06ppm のゾーン内またはそれ以下) を下回る。</p> <p>関係車両の走行に伴う寄与率は、浮遊粒子状物質が 0.003~0.031%、二酸化窒素が 0.4~2.7%である。</p> <p>以上のことから、関係車両の走行に伴う大気中における浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>
2 悪臭	工事の完了後	<p>【工場棟のプラットホーム付近等からの漏洩】</p> <p>本施設のプラットホーム付近等から漏洩する悪臭は、対象事業実施区域敷地境界で臭気指数 10 未満となり、規制基準値 (臭気指数 12) を下回る。</p> <p>施設稼働の際は、環境保全のための措置を徹底するとともに、適切に施設の維持管理を行い、周辺環境への悪臭の低減に努める。</p> <p>以上のことから、本施設のプラットホーム付近等から漏洩する悪臭は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>【焼却炉稼働中の煙突からの拡散】</p> <p>焼却炉稼働中の煙突から拡散する悪臭は、最大着地濃度地点 (風下側約 50m) で臭気指数 10 未満となり、規制基準値 (臭気指数 10) を下回る。</p> <p>施設稼働の際は、適切に施設の維持管理を行い、周辺環境への悪臭の低減に努める。</p> <p>以上のことから、焼却炉稼働中の煙突から拡散する悪臭は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>【日野市プラスチック類資源化施設のプラットホーム付近等からの漏洩 (参考)】</p> <p>日野市プラスチック類資源化施設のプラットホーム付近等から漏洩する悪臭は、対象事業実施区域敷地境界で臭気指数 12 以下となり、規制基準値 (臭気指数 12) 以下となる。</p> <p>施設稼働の際は、環境保全のための措置を徹底するとともに、適切に施設の維持管理を行い、周辺環境への悪臭の低減に努める。</p> <p>以上のことから、日野市プラスチック類資源化施設のプラットホーム付近等から漏洩する悪臭は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>
3 騒音・振動	工事の施行中	<p>【建設機械の稼働】</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルは、敷地境界上の最大となる地点で 78dB となり、勧告基準値 (80dB) を下回る。</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、敷地境界上の最大となる地点で 60dB となり、勧告基準値 (70dB) を下回る。</p> <p>なお、工事の際は、低騒音型の建設機械を使用するなど、より一層の環境配慮を行い、周辺環境への影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3 騒音・振動	<p>【工事用車両の走行】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) は、61～71dB であり、「St.騒振 8 多摩川右岸側市道」及び「St.騒振 9 国道 20 号バイパス万願寺駅東」を除き、いずれの地点も環境基準値 (60～70dB) を下回る。「St.騒振 8 多摩川右岸側市道」及び「St.騒振 9 国道 20 号バイパス万願寺駅東」の騒音レベルについては、既に現況で環境基準値 (60dB 又は 70dB) を上回っており、本施設の工事用車両による増分は 0.1 未満～0.4dB であることから、現況とほぼ同程度となる。</p> <p>「St.騒振 15 北川原公園予定地 (整備予定区域)」については、工事用車両の走行による騒音の増分が大きいことから、工事用車両の低速運転に努めるなど、より一層の環境配慮を行う。</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (<math>L_{10}</math>) は、昼間 34～46dB、夜間 30 未満～42dB であり、全ての地点で規制基準値 (55～65dB) を下回る。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>
3 騒音・振動	<p>【施設の稼働】</p> <p>施設の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界上の最大となる地点で昼間 58dB、朝、夕、夜間 50dB となり、すべての時間帯において規制基準値 (50～60dB) を下回る。</p> <p>また、対象事業実施区域の南東側 30m の範囲 (第一特別地域) における敷地境界上で騒音レベルが最大となる地点の騒音レベルは、昼間 48dB、朝、夕、夜間 45dB となり、すべての時間帯において規制基準値 (45～50dB) を下回る。</p> <p>施設の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界上の最大となる地点で昼間 48dB、夜間 48dB となり、規制基準値 (60～65dB) を下回る。</p> <p>施設稼働の際は、環境保全のための措置を徹底するとともに、適切に施設の維持管理を行い、周辺環境への騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う騒音及び振動は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>【関係車両の走行】</p> <p>関係車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) は、58～71dB であり、「St.騒振 9 国道 20 号バイパス万願寺駅東」を除き、いずれの地点も環境基準値 (65～70dB) を下回る。</p> <p>「St.騒振 9 国道 20 号バイパス万願寺駅東」の騒音レベルは、既に現況で環境基準値 (70dB) を上回っており、本施設の関係車両による増分は 0.1dB であることから、現況とほぼ同程度となる。</p> <p>「St.騒振 15 北川原公園予定地 (整備予定区域)」については、関係車両の走行による騒音の増分が大きいことから、3 市へハイブリッド車等の低騒音型のごみ収集車両の採用、ピーク時の関係車両台数の低減及び低速運転について要請し、騒音の低減に努めるなど、より一層の環境配慮を行う。</p> <p>関係車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (<math>L_{10}</math>) は、昼間 36～42dB、夜間 30 未満～42dB であり、全ての地点で規制基準値 (55～65dB) 以下となる。</p> <p>「St.騒振 15 北川原公園予定地 (整備予定区域)」の昼間については、関係車両の走行による振動の増分が大きいことから、3 市へピーク時の関係車両台数の低減及び低速運転について要請し、振動の低減に努めるなど、より一層の環境配慮を行う。</p> <p>以上のことから、関係車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論	
4 水質汚濁	工事の施行中	<p>【土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量 (SS) (非降雨時)】</p> <p>土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量 (SS) (非降雨時) は、「St.水 1 根川排水先」で 4.8~8.4mg/L、「St.水 3 多摩川下流側」で 1.3~6.8mg/L となり、環境基準値 (25mg/L) (根川は環境基準が設定されていないことから、多摩川下流側の環境基準を準用している。) を下回る。</p> <p>以上のことから、土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量 (SS) (非降雨時) は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考え。</p> <p>【土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量 (SS) (降雨時)】</p> <p>土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量 (SS) (降雨時) は、「St.水 1 根川排水先」で 16mg/L となり、環境基準値 (25mg/L) (根川は環境基準が設定されていないことから、多摩川下流側の環境基準を準用している。) を下回る。「St.水 3 多摩川下流側」の浮遊物質量 (SS) (降雨時) は 33mg/L であり、工事排水流入前の浮遊物質量 (SS) (33mg/L) と同程度となる。</p> <p>以上のことから、土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量 (SS) (降雨時) は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考え。</p>
5 土壌汚染	工事の施行中	<p>本施設建設予定地における「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく土地利用履歴等調査及び土壌汚染の状況の調査の結果、1 単位区画で鉛及びその化合物による土壌溶出量 (G.L.-8m 付近) 及び土壌含有量 (表層) の基準値超過が確認された。当該区画は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されているが、表層については既に掘削除去による措置が終了している。当該区画の汚染土壌は、引き続き、関連法令に基づく適切な管理を行う。また、当該区画を含む範囲で土地の形質変更を行う際は、関連法令に基づく届出及び措置を実施する。</p> <p>日野市プラスチック類資源化施設等の関連施設建設予定地については、解体予定の既存事務所等の廃止後、関連法令に基づき、必要に応じて、日野市が土地利用の履歴等調査及び土壌汚染の状況の調査を実施する。関連施設建設予定地において、新たな汚染等が確認された場合は、日野市が適切に処理を行う。今後の届出、調査及び措置状況については、事後調査報告書等において報告する。</p> <p>以上のことから、「土壌汚染対策法」に定める指定基準及び「環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準を遵守すると考える。</p>
	工事の完了後	<p>本施設の稼働に伴う大気中におけるダイオキシン類が各予測地点の土壌へ沈着する寄与濃度は、30 年間で 1.325~1.656pg-TEQ/g となり、土壌の将来濃度は現況濃度 6.4~33pg-TEQ/g に寄与濃度を付加した 7.9~34pg-TEQ/g になると予測する。このことから各予測地点における土壌の将来濃度は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準」が定める調査指標値「250pg-TEQ/g」を下回る。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う土壌中のダイオキシン類濃度は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考え。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
6 地盤	工事の施行中	<p>煙突基礎部、排水槽及びごみピット部等の深い掘削を行う箇所は、止水性の高いソイルセメント連続壁を用い、土留壁の安定性を確保するため、周辺地盤の変形は生じないと考えられる。掘削工事の施行に伴い、地下水位を低下させるディープウェル工法を採用するが、圧密沈下が生じる地層が分布していないため、地盤沈下は生じないと予測される。</p> <p>以上のことから、地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等への影響が及ぶことはないと考ええる。</p>
	工事の完了後	<p>地下水流動阻害の発生程度が小さく、著しい地下水位の変動は生じないこと、地盤沈下を生じさせる粘性土層が分布しないことから、地盤沈下及び地盤の変形は生じないと予測される。</p> <p>以上のことから、地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等への影響が及ぶことはないと考ええる。</p>
7 水循環	工事の施行中	<p>煙突基礎部及びごみピット部等の深い掘削を行う箇所は、止水性の高いソイルセメント連続壁を用い、地下水の湧出を抑える。また、ディープウェル工法により上総層群砂礫層（Kg）の被圧地下水を揚水し、掘削箇所の地下水位を低下させるものの、地下水は西の台地から常に供給されるため、掘削箇所周辺の地下水の変化はほとんど生じないと予測される。さらに、観測井戸により継続的に地下水位を測定する。一方、掘削箇所から湧出する地下水、ディープウェル工法で揚水した地下水については、沈殿処理した後、根川に放流するが、放流量が根川の流量に対してわずかであるため、流況の変化はほとんどないと予測される。</p> <p>以上のことから、工事に伴い、地下水等の状況に著しい影響が及ぶことはないと考ええる。</p>
	工事の完了後	<p>煙突基礎部及びごみピット部は、ソイルセメント連続壁によって地下水が遮断されることになるが、不圧帯水層の透水性が良好で、河川からの供給もあるため地下水位は変化しないと予測できる。一方、被圧帯水層も透水性が良好で帯水層の厚さ、広がりに対して、地下水の流れを阻害するおそれがある地下構造物はわずかであるため（ごみピット部の幅は 40m 程度）、ほとんど地下水の流れを分断せず、地下水は地下構造物を回り込むと予測される。また、建屋の支持杭については、杭の間隔が概ね 3～10m 程度あり、透水性が良好なため地下水の流れを阻害しないと考える。煙突基礎部の杭については、透水性の低い粘性土層中の打設のため、地下水の流れを阻害するには至らないと予測される。</p> <p>以上のことから、本施設の整備に伴い、地下水等の状況に著しい影響が及ぶことはないと考ええる。</p>
8 生物・生態系	工事の施行中及び工事の完了後	<p>本事業により想定される影響としては、工事の施行中の建設機械の稼働に伴い発生する騒音と、掘削時の工事排水に伴う下流河川の水質の変化、並びに工事の完了後における施設の稼働に伴う夜間照明が挙げられる。</p> <p>騒音に関しては、発生の抑制・低減に努め、動物全般の生息環境の保全を図る。また、水質に関しては、工事に伴う濁水発生の低減に努め、水域を主な生息・生育域とする種の保全を図る。夜間照明に関しては、照明による影響の低減に努め、夜行性の種を主体とした動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>以上のことから、調査地域の生息・生育環境にほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
9 日影	工事の完了後	<p>本施設（煙突含まず）、日野市プラスチック類資源化施設、新事務所、既存ごみ焼却施設（煙突含まず）、既存不燃ごみ処理施設及び汚泥再生施設の 6 施設による複合日影は、北西側に隣接する地域では、4 時間日影線は敷地境界から 5m 未満、2.5 時間日影線は敷地境界から 10m 未満であり、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を下回る。北東側の根川に隣接する地域については、日影規制の緩和措置（根川～多摩川に非住居地域が広がることから、多摩川の対岸から 5m 河川側に入った位置を敷地境界とみなして、日影規制が適用される。）により、4 時間日影線及び 2.5 時間日影線は、いずれも同条例に定める基準を下回る。</p> <p>また、北西側の東京都動物愛護相談センター多摩支所の建物に 4 時間未満の日影が生じるが、主に既存ごみ焼却施設によって生じる日影であり、本施設及び日野市プラスチック類資源化施設等によって日照環境の著しい変化はないと考える。</p> <p>以上のことから、本施設及び日野市プラスチック類資源化施設等の存在によって、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>
10 電波障害	工事の完了後	<p>東京局の地上デジタル放送（21～27ch）の遮へい障害範囲は、対象事業実施区域内に収まると予測され、周辺の住宅等への遮へい障害は生じないものと予測される。地上デジタル放送（21～27ch）の遮へい障害要確認範囲は、対象事業実施区域の西側で、幅約 150m、延長約 230m の範囲と予測されるが、その範囲に住宅等はない。</p> <p>東京局の地上デジタル放送（16ch）の遮へい障害範囲は、対象事業実施区域内に収まると予測され、周辺の住宅等への遮へい障害は生じないものと予測される。地上デジタル放送（16ch）の遮へい障害要確認範囲は、幅約 150m、延長約 230m の範囲となると予測される。</p> <p>永山中継局の地上デジタル放送（13～44ch）については、対象事業実施区域の北西側で、遮へい障害が幅約 170m、延長約 1km の範囲で生じると予測されるが、当該範囲の住宅は、概ねケーブルテレビに加入済である。地上デジタル放送（13～44ch）の遮へい障害要確認範囲は、対象事業実施区域の北西側で、幅約 200m、延長約 1.8km の範囲となると予測される。</p> <p>本事業に起因する電波障害の発生が明らかになった場合には、ケーブルテレビや共同受信施設の設置等の適切な措置を講じることにより、テレビ電波の受信障害の状態は解消できると考える。</p>
11 景観	工事の完了後	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>本施設及び日野市プラスチック類資源化施設等は、既に既存ごみ焼却施設及び既存不燃ごみ処理施設が存在する対象事業実施区域内に整備するものであり、主要な景観の構成要素の改変の程度は小さいと考えられる。しかしながら、新たに高さ約 85m の本施設の煙突が出現することによって、中景程度の距離（約 1.5km）からも視認されるようになるなど、地域景観の特性が変化する可能性がある。本施設の煙突の意匠、色彩等については、周辺の景観と調和するよう配慮する。また、対象事業実施区域内のオープンスペースには、「東京都自然保護条例」及び「日野市まちづくり指導基準」に定める緑化基準を遵守した緑地を確保するとともに、必要に応じて屋上緑化を実施し、緑の多い施設となるよう努める。</p> <p>さらに、事業の実施の際は、上記の配慮を行うとともに、東京都景観条例に基づく協議及び届出に基づき、建築物に係る公共事業の景観づくり指針に適合した計画とする。</p> <p>以上のことから、本施設及び日野市プラスチック類資源化施設等の存在によって、周辺環境に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
11 景観	工事の完了後	<p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>本施設及び日野市プラスチック類資源化施設等の存在に伴い、新たに一部スカイラインの変化や眺望の変化が予測される。本施設の工場棟南東側など、建物高さを低く出来る箇所は、出来る限り低くし、スカイラインの変化や近傍からの眺望の変化を小さくするよう努める。意匠、色彩については、周辺地域に調和したものとし、周辺の景観に配慮する。また、本施設の煙突については、中景程度の距離からも視認できることから、中景程度の距離からも眺望の変化が予測される。そのため、工場棟と共に周辺地域と調和した色彩とし、周辺の景観に配慮する。</p> <p>さらに事業の実施の際は、上記の配慮を行うとともに、東京都景観条例に基づく協議及び届出に基づき、公共事業の景観づくり指針に適合した計画とする。</p> <p>以上のことから、本施設及び日野市プラスチック類資源化施設等の存在によって、周辺環境に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>本施設及び日野市プラスチック類資源化施設等の整備に伴い、現状より 6%~8%程度、形態率が増加すると予測される。対象事業実施区域の周縁部では樹木を植栽するとともに、本施設の色彩は周辺と調和するよう配慮する。また、煙突を対象事業実施区域の中央付近に配置し、周辺へ圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>さらに事業の実施の際は、上記の配慮を行うとともに、東京都景観条例に基づく協議及び届出に基づき、公共事業の景観づくり指針に適合した計画とする。</p> <p>以上のことから、本施設及び日野市プラスチック類資源化施設等の存在によって、周辺環境に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>
12 自然との触れ合い活動の場	工事の施行中	<p>【主要な自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】</p> <p>本施設の工事に伴う主要な自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。</p> <p>また、既存の主要な自然との触れ合い活動の場は、現況と同様に多摩川堤防及び縁石又はガードレールのある歩道によって、工事用車両の走行ルートと分離されている。</p> <p>新たに日野市によって整備される計画である北川原公園予定地（整備予定区域）においては、公園内のクリーンセンター専用路近傍での大気汚染及び騒音・振動の予測の結果、いずれも環境基準等を下回っている。また、クリーンセンター専用路沿いは、公園利用者の安全確保のため、日野市によって、フェンス等が整備され、クリーンセンター専用路を公園と分離する計画である。</p> <p>以上のことから、主要な自然との触れ合い活動の場に対し、安全確保のための施設や影響を緩和するための緩衝区域が存在することから、本事業の実施によって、主要な自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>

表 1 (8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>12 自然との触れ合い活動の場</p>	<p>【主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</p> <p>工事用車両の走行ルートである多摩川沿いの市道では、多摩川堤防上に自転車歩行者専用道路、根川沿いに歩道及びガードレールが整備されている。また、浅川沿いの市道に縁石のある歩道が整備されている。さらに今後、多摩川沿いの市道を横断する横断歩道が設置される予定である。</p> <p>新たに日野市によって整備される計画である北川原公園予定地（整備予定区域）においては、日野市によって、公園内のクリーンセンター専用路沿いにフェンス等が整備され、クリーンセンター専用路を公園と分離するとともに、クリーンセンター専用路と一般道との接続部分及び歩道との交差部分にはゲートが設置され、公園利用者及び歩行者の立入りはないように歩車分離が徹底される計画である。また、ゲート開放時はゲートに交通誘導員を配置する計画であり、公園利用者及び歩行者等の立ち入りはないように安全確保に努め、日野市と協力していく。</p> <p>工事用車両の運転者に対しては、交通マナー及び安全確保のルールの遵守、周辺道路及び通学時間帯などの講習・指導を実施する。また、適宜、工事用車両の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全確保に努める。さらに工事用車両の整備を徹底し、故障や不具合による事故発生の未然防止に努める。</p> <p>以上のことから、主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路上では、安全確保のための施設が存在すること、歩車分離を徹底することで安全が確保されることから、本事業の実施によって、主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>
	<p>【主要な自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】</p> <p>本施設の工事に伴う主要な自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。</p> <p>また、既存の主要な自然との触れ合い活動の場は、現況と同様に多摩川堤防及び縁石又はガードレールのある歩道によって、関係車両の走行ルートと分離されている。</p> <p>新たに日野市によって整備される計画である北川原公園予定地（整備予定区域）においては、公園内のクリーンセンター専用路近傍での大気汚染及び騒音・振動の予測の結果、いずれも環境基準等を下回っている。また、クリーンセンター専用路沿いは、公園利用者の安全確保のため、日野市によって、フェンス等が整備され、クリーンセンター専用路を公園と分離する計画である。</p> <p>以上のことから、主要な自然との触れ合い活動の場に対し、安全確保のための施設や影響を緩和するための緩衝区域が存在することから、本事業の実施によって、主要な自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>



表 1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
12 自然との触れ合い活動の場	工事の完了後	<p>【主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</p> <p>関係車両の走行ルートである多摩川沿いの市道では、多摩川堤防上に自転車歩行者専用道路が、根川沿いに歩道及びガードレールが整備されている。また、浅川沿いの市道に縁石のある歩道が整備されている。さらに今後、多摩川沿いの市道を横断する横断歩道が設置される予定である。</p> <p>新たに日野市によって整備される計画である北川原公園予定地（整備予定区域）においては、日野市によってクリーンセンター専用路沿いにフェンス等が整備され、クリーンセンター専用路を公園と分離するとともに、クリーンセンター専用路と一般道との接続部分及び歩道との交差部分にはゲートが設置され、公園利用者及び歩行者等の立入りはないよう歩車分離が徹底される計画である。また、ゲート開放時はゲートに交通誘導員を配置する計画であり、公園利用者及び歩行者等の立ち入りはないよう安全確保に努め、日野市と協力していく。</p> <p>関係車両の運転者に対しては、交通マナー及び安全確保のルールの遵守、周辺道路及び通学時間帯などの講習・指導を実施する。また、関係車両の整備を徹底し、故障や不具合による事故発生未然防止に努める。</p> <p>以上のことから、主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路上では、安全確保のための施設が存在すること、歩車分離を徹底することで安全が確保されることから、本事業の実施によって、主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>
13 廃棄物	工事の施行中	<p>【既存事務所等の解体撤去及び建設工事に伴う建設廃棄物（コンクリート塊、金属くず等）】</p> <p>既存事務所等の解体撤去及び建設工事に伴い、14,069.3t（建設汚泥含む）の建設廃棄物が発生し、690.0t（建設汚泥含む）が最終処分されると予測される（再資源化率：95.1%）。既存事務所等の解体撤去及び建設工事に伴い発生したアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、木くず、建設汚泥、その他分別廃棄物及び建設廃棄物（総量）の再資源化率は、目標値を達成する。</p> <p>既存事務所等の解体撤去及び建設工事に伴い発生した建設混合廃棄物については、場内で発生した建設廃棄物の分別回収を徹底し、再資源化率の低い建設混合廃棄物の発生を抑制するとともに、建設混合廃棄物として排出せざるを得ない廃棄物については、中間処理施設において破碎・選別処理を行い、再資源化率の向上に努める。</p> <p>また、排出した廃棄物のうち、再利用できないものについては、産業廃棄物の運搬・処分業認可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムを用いて適正に処分する。</p> <p>以上のことから、関係法令に定める事業者の責務、目標値等は遵守できるものと考ええる。</p> <p>【建設工事に伴う建設発生土】</p> <p>掘削工事に伴う建設発生土の排出量は約 17,690m<sup>3</sup>と予測される。</p> <p>建設発生土は、可能な限り埋め戻しや場内の植栽等への盛土等として使用するものとし場外への排出抑制に努めるとともに、場外へ搬出するものについては、可能な限り建設発生土再利用施設等へ搬出し、建設発生土の再利用に努める。受入先が定める受入基準に適合しない建設発生土については、法令に基づき、適正に処理・処分する。</p> <p>以上のことから、関係法令に定める事業者の責務を遵守できるものと考ええる。</p>

表 1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目		評価の結論
13 廃棄物	工事の完了後	<p>【施設の稼働に伴う廃棄物（焼却灰、汚泥）及び特別管理一般廃棄物（飛灰）】</p> <p>施設の稼働に伴う焼却灰・飛灰の排出量は約 6,700t、汚泥の排出量は約 50t と予測される。また、焼却灰中より約 510t の焼却鉄を回収すると予測される。</p> <p>焼却灰・飛灰については、全量エコセメント原料化し、焼却鉄についても、全て資源化を行う。また、汚泥については、ごみピットに投入し、焼却処理を行う。これにより、最終処分量をゼロとする。</p> <p>以上のことから、関係法令に定める事業者の責務を遵守できるものとする。</p>
14 温室効果ガス	工事の完了後	<p>本施設では、電気、灯油の使用及びごみの焼却によって、59,131t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスを排出すると予測されるが、発電によって15,746t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、43,385t-CO<sub>2</sub>/年と予測される。</p> <p>本施設では、エネルギーの有効利用として、廃熱を利用して発電を実施し、施設の稼働に必要な電力の供給、余剰分の売電を行い一般電気事業者からの電力供給を削減するとともに、冷暖房設備などの動力部分のインバータ化による電力の使用量の削減、太陽光発電パネルの発電による必要電力の一部への充当により、温室効果ガスを積極的に削減していく。</p> <p>以上のことから、関係法令に定める事業者の責務及び配慮事項を遵守できるものとする。</p>